

橋の長寿命化・区画整理事業は次世代につながる安全で安心なまちづくりを

5月23日に川口市議会の都市基盤整備・危機管理対策特別委員会が開かれました。報告事項等をお知らせします。

1. 橋りょう長寿命化事業について

川口市が管理する橋りょうのうち道路橋は、令和6年4月現在、476橋あります。その内訳は、車道橋／415橋、人道橋／43橋、歩道橋／18橋となっています。国のマニュアルに即した、5年ごとの橋りょう点検（定期点検）の実施及びその結果に応じた適切な修繕・改修等を繰り返すことで、構造物の健全度を維持させ、安心・安全な橋りょうを次世代に引き継ぐことを目的に事業が進められています。

①橋りょう点検による健全性診断では、I健全／221橋、II予防保全段階／226橋、III早期措置段階／28橋、IV緊急措置段階／1橋です。市として長寿命化修繕計画を策定し事業を進めています。

②耐震補強工事は「阪神淡路大震災（M7.3）」を契機に耐震基準が大幅に改定され、基準に満たない橋りょうについて順次耐震補強工事が実施され、西川口陸橋、芝陸橋、西通り橋の耐震補強工事が現在実施されています。耐震化率は管理橋りょう58%（緊急輸送道路89%）です。

③中央橋の架け替えについては、老朽化が顕著であり架け替えが急務となりました。関係機関と事業実施に係る協議が整ったことから、令和6年度より架け替え工事がはじまります。中央橋をふくむ本線は、都市計画道路本町元郷線として、西側本町ロータリー交差点から東側中央橋交差点まで、延長240mを事業実施区間としています。

【事業概要】

橋長：34.4m 幅員：22.0m

形式：1径間単純鋼桁橋

期間：令和6年度から令和12年度



2. 芝中央沿道第2土地区画整理事業について

芝第2・第5地区(42.7ha)は、昭和38年に土地区画整理事業の都市計画決定がされましたが、その後の高度経済成長期において、宅地開発の急速な進行により家屋の密集化が進み空地が減少したことなどから地区全体での土地区画整理事業の実施が困難な地区となり、長期にわたり事業未着手となっていた地域でした。その解決に向け平成26年度に地域住民と協同で策定された「芝第2・第5地区まちづくり計画」に基づき最優先に位置づけられる都市計画道路「蕨芝線」「芝神根線」について整備をすすめます。

①整備区域をAからEまで5つに分けて整備されています。アンケート調査等の結果から、公共施設用地への充当用地確保のめどがついた区域Aと区域Eを先行して、芝中央沿道第1土地区画整理事業として平成29年からすすめてきました。その後、地権者に対して意向調査や個別相談等を継続して実施した結果、残りの区域B、C、Dについても土地区画整理事業として減価が解消できる見通しが整ったことから、芝中央沿道第2土地区画整理事業として事業化していきます。



②芝中央沿道第2土地区画整理事業の概要については、川口市が施行者となります。施行面積は2.46ha、権利者数は83名、施行期間は令和6年度から令和31年度、事業費51.4億円(国費18.8億円・市費32.6億円)、減歩率13.25%です。

【上記の位置図参照】

③事業決定までのスケジュールは、令和5年度まで実施計画(案)及び事業計画(案)が作成されました。令和6年度は国・県との協議を行い、9月に施行規則を条例議案として議会へ提出・沿道まちづくり協議会にて事業計画(案)の説明、10月に事業計画(案)の縦覧などが実施される予定です。



2024年6月2日 No.1746

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川2-28-10

TEL.267-8411 FAX.261-3528

<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>

金子ゆきひろ 松本さちえ 板橋ひろみ ふじしまとこ